

令和3年度 福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業

「副業・兼業人材活用促進補助金」

公 募 要 領

[令和3年4月]



福岡県

1 事業の目的

県内中小企業が、県外（日本国内に限る）のプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）を副業・兼業等常勤雇用とは異なる形態で活用する場合に、プロ人材が就業場所に移動するために要する費用に対し補助金を交付することにより、県内中小企業のプロ人材の確保とプロ人材の活用による成長戦略の実現を支援することを目的とします。

2 用語の定義

この公募要領で使用する用語の定義は、「福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に規定するとおりです。

(1) プロ人材

専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材であって、業務を行う最小単位の組織の長として1年以上の経験、若しくは、従事する分野において概ね5年以上の実務経験を有し、主たる活動拠点、居住地を県外に有するものをいう。

(2) 副業・兼業

就業者が雇用契約又は業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して仕事を請負うことをいう。

(3) 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合のうち、福岡県内に本社又は主たる事業所を有するものをいう。

(4) 登録人材紹介会社

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、「福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業民間人材ビジネス事業者登録要領」により登録を受けた事業者をいう。

※令和3年度の登録人材紹介会社は、4月以降に公表します。

3 補助金の申請者

本補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

なお、申請者が、要件を満たしていないにも関わらず、本補助金の交付の決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。

また、本補助金の交付の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

(1) 次に定める中小企業又は中小企業等協同組合であること

○中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、下記の区分ごとの、「資本の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数^{*1}」のいずれかを満たす企業とします。

主たる事業として営んでいる業種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数 ^{*1}
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

ただし、次のア～ウのいずれに該当する場合は除きます。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる営業を行う者

イ みなし大企業^{※2}

ウ 政治活動及び宗教活動を行う団体

○中小企業等組合

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する、事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合のうち、構成員の過半数が県内に所在する組合とします。

※1「常時使用する従業員の数」には、事業主、法人の役員、臨時の社員は含みません。ただし、パート、アルバイト等、名目は臨時雇いであっても、解雇予告を必要とする人員は社員に含みます。

※2「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業とします。

i 大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の 2 分の 1 以上を所有または出資している中小企業

ii 複数の大企業が発行済株式総数または出資総額の 3 分の 2 以上を所有または出資している中小企業

iii 役員 of 2 分の 1 以上を大企業の役員または社員が兼務している中小企業

(2) 県内に本社・本店を置いている中小企業又は県内に事務局を置いている中小企業等組合であること

(3) 福岡県プロフェッショナル人材センターのマネージャー又はサブマネージャーの支援のもと企業情報シートを作成し、提出していること

(4) 自己又は役員等が、以下の①～⑦のいずれにも該当しない者

①暴力団

②暴力団員

③暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 補助金の概要

中小企業等が、自己の成長戦略の実現のために、県外からプロ人材を招聘して副業・兼業等の形態で活用する場合に、必要となる経費の一部を補助します。

ただし、活用するプロ人材が、事業主、取締役又は監査役の 3 親等以内の親族である場合は、対象になりません。

(1) 補助対象経費

登録人材紹介会社から紹介を受けたプロ人材が、県内中小企業の所在地等を実際に訪れて業務に従事する場合に、当該企業が負担する当該人材の移動に要する経費のうち、以下に該当するものです。

区分	対象経費
交通費	補助事業に従事するため、県外から就業地（県内に限る）まで公共交通機関で移動する際の交通費。 交通費の算定については、「福岡県職員等の旅費に関する条例」に準ずるものとし、往路、復路を対象とします。ただし、1 回の往復移動に係る交通費の実費負担の合計額が 1 万円未満の場合は対象外とします。

	航空賃	経済的かつ合理的な経路及び方法によった場合のエコノミークラスの運賃を限度とし、現に要する航空運賃を支給します。 往復割引運賃額が利用できる場合は、その額を支給上限とします。
	鉄道賃	経済的かつ合理的な経路及び方法によった場合の旅客運賃及び特急料金の合計額を限度とし、現に要する鉄道賃を支給します。 (旅客運賃については、往復運賃割引運賃額が適用できる場合については、片道 601km 以上の区間の往復利用は往復割引運賃額を限度とします。特急料金については、片道 50km 以上 100km 未満の場合は自由席特急料金、片道 100km 以上の場合は指定席（グリーン席を除く）特急料金を限度とします。)
宿泊費		補助事業に従事するため、就業地（県内に限る）で宿泊する際の宿泊費。宿泊費の算定については、「福岡県職員等の旅費に関する条例」に準じます。 1泊当たり 10,900 円を上限とし、食費は補助対象外とします。 宿泊費に食費が含まれており、内訳がわからない場合は、夕食代として 1,500 円、朝食代として 700 円を減額します。 前泊は、前泊しなければ就業時間に間に合わない場合に限って補助対象とし、後泊は、終業後移動手段がない場合に限って補助対象とします。

以下の経費は補助対象経費になりません。

- ・日当
- ・社用車、自家用車、レンタカー、カーシェアでの移動に要した経費
(有料道路利用料、駐車場代を含む)
- ・マイレージやポイントで支払った経費
- ・旅行代理店の手数料
- ・取消料、キャンセル料
- ・振込手数料、代引手数料
- ・旅行傷害保険料

※タクシーの運賃は、下記のいずれかに該当する場合のみ補助対象とします。

- ・就業地から半径 1km 以内に鉄道の駅、バス停がない場合
- ・本数が少ないなど、時間的な制約により、タクシー以外の公共交通機関による移動では、業務に支障を来す場合（就業前 1 時間前まで、就業後 1 時間後までに、鉄道、バス等の便がない場合）

(2) 補助率・補助限度額

補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、補助限度額は申請 1 件当たり 50 万円とします。

(3) 補助件数

各年度 1 者につき 1 件限りとします。

(4) 補助対象期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 10 日

(5) 補助金交付申請期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 22 日。期間中、申請は随時受け付けますが、補助金交付決定額が予算額に達した時点で受付を締切ります。

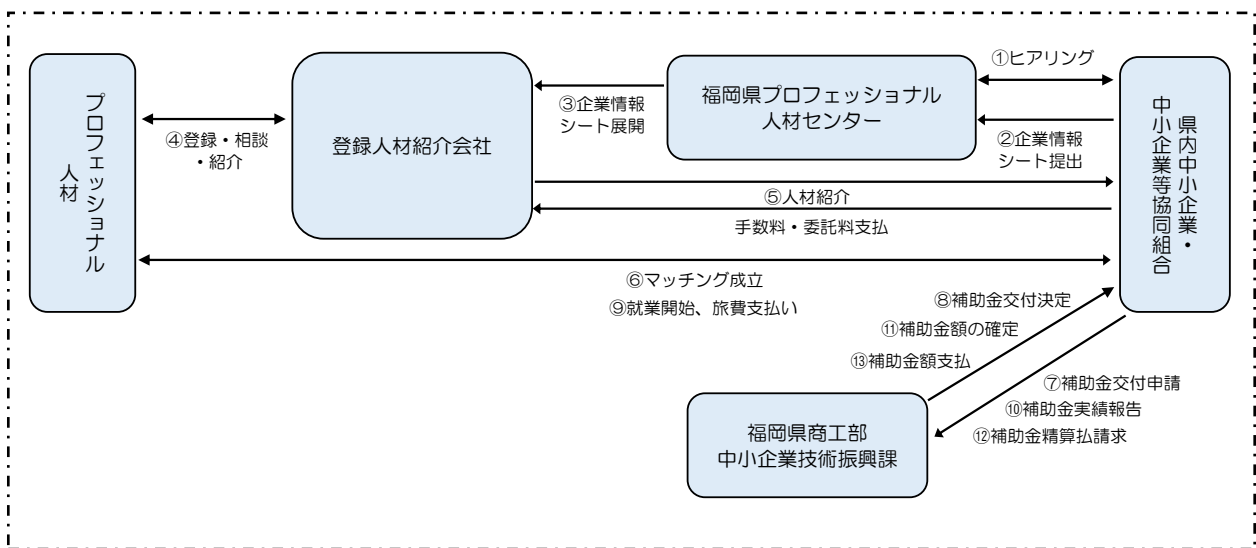
なお、交付申請は、就業開始日の 14 日前までに行ってください。

5 補助金交付手順

(1) 交付までの流れ

手続き	時期
プロフェッショナル人材の採用・活用決定 (雇用契約・委任契約締結) ※内定段階でも可 ↓ 補助金交付申請 ↓ 審査・交付決定 ↓ プロフェッショナル人材の就業開始 ↓ 交通費・宿泊費支払い ↓ 補助金実績報告 ↓ 額の確定通知 ↓ 補助金精算払請求 ↓ 補助金支払い	随時受付 (R3.4.1～R4.2.22) 就業開始日の14日前まで 事業終了後14日以内 もしくは3月10日まで

※交付決定日以前に従事した業務に対する交通費・宿泊費は補助対象になりません。



※福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点の登録人材紹介会社以外の人材紹介会社等から紹介された人材の移動に要する経費は、補助対象になりません。

(2) 交付申請

- 補助金の交付申請は、契約（契約の内定を含む。）日から、就業を開始する日の14日前（当該日が土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日の場合は、その前の開庁日まで）に、次の「提出書類一覧」に記載した書類を郵送又は持参してください。
- 提出に際しては、本公募要領で定める様式を使用し、提出書類の用紙の大きさは原則A4縦、文字色は黒、印刷は片面印刷とし、左上1箇所をクリップ留めしてください。
- 提出された申請書類等は、返却しませんので予め御了承ください。

- ・提出された申請書類等の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。

【提出書類一覧】（各1部）

- 副業・兼業人材活用促進補助金交付申請書（様式第1号）
- 添付書類
 - ①補助事業計画書（様式第1号別紙1）
 - ②会社概要（パンフレットなど会社の活動の概要が分かるもの）
 - ③役員名簿（様式第1号別紙2）
 - ④登録人材紹介会社の人材紹介等の事業に申請者が申込みをしたことを証する書類（契約書、申込書等の写し）
 - ⑤雇用契約又は委任契約を証する書類（契約書等の写し）
 - ⑥個人情報の提供に関する同意書（様式第1号別紙3）
 - ⑦プロ人材の履歴書又は職務経歴書
 - ⑧プロ人材が福岡県外在住者であることがわかる書類（自動車運転免許証や住民票の写し等）
 - ⑨担当者の連絡先（所属、氏名、電子メールアドレス 参考様式P8）
 - ⑩その他知事が必要と認める書類

- ・補助金の交付申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請してください。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではありません。

(3) 交付決定

提出いただいた申請書類を審査し、下記の項目について総合的に判断して補助事業者を決定します。

【主な審査基準】

- ①申請者が福岡県プロフェッショナル人材センターに活用登録し、企業情報シートを提出しているか。
- ②採用・活用するプロ人材が企業情報シートに基づき登録人材紹介会社から紹介された人材であるか。
- ③採用・活用する者がプロ人材の要件を満たしているか。
- ④プロ人材が従事する業務が申請者の成長戦略の実現に資するものであるか。
※マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、プロ人材の知見・ノウハウを必要としない業務に従事する場合は対象としません。
- ⑤採用・活用するプロ人材の就業開始日及び補助対象経費の支払予定日が補助対象期間内であるか。

(4) 申請の取り下げ

申請を取り下げる場合は、補助金の交付決定通知を受けた日から10日以内又は令和4年3月10日のいずれか早い日までに、要綱に定める副業・兼業人材活用促進補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を提出してください。

(5) 補助事業の実績報告

補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して14日以内又は令和4年3月10日のいずれか早い日までに、副業・兼業人材活用促進補助金に係る補助事業実績報告書（様式第6号）に、以下の書類を添付して、各1部を提出してください。

なお、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告してください。

【添付書類】

①副業・兼業人材活用促進補助金に係る補助事業従事実績報告書（様式第6号別紙）

②補助対象経費を支払ったことを証する書類（領収証、受領書等）

交通費、宿泊費の支払いに関する領収書等を添付すること。

- ・補助事業者、プロ人材のいずれが支払った経費であるかがわかるようにして下さい。
- ・プロ人材が経費を支払って、その後補助事業者から負担額の授受がある場合は、それぞれの領収書を添付してください。
- ・補助事業者が支払った場合、プロ人材が公共交通機関や宿泊施設を利用したことがわかる書類（例：飛行機のチケット、宿泊証明書、補助事業者の証明書等）を添付してください。

※路線バスや普通列車を利用し、領収証が発行されない場合は、旅費を計算できる資料（経路検索ソフトによる旅費・経路の検索結果ページの写し等）を添付してください。

③その他知事が必要と認める書類

(6) 補助金の支払について

- ・福岡県は、実績報告があった場合、実績報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「副業・兼業人材活用促進補助金に係る額の確定通知書」（様式第7号）により補助対象者に通知します。
- ・補助事業者は、確定通知書を受け取った後、福岡県に、「副業・兼業人材活用促進補助金精算払請求書」（様式第8号）を提出してください。
- ・概算払いはできませんので、補助金の支払いがあるまでの間、補助事業者が経費を負担することになりますので、ご注意ください。
- ・補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還していただくことがあります。

(7) 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、以下の項目を遵守してください。守られない場合は、交付決定の取消及び補助金の返還指示を行う場合があります。

- ・補助事業の内容を著しく変更しようとするとき、又は補助事業を中止・廃止しようとするときは、事前に補助事業の変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けてください。
- ・報告書、請求書等の書類の提出は遅滞なく行ってください。
- ・補助事業者は、本補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿、及び支出証拠書類を整備し、本補助事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで保存しなければなりません。
- ・補助事業者は、福岡県が実績報告書に基づく調査（書面・立入等）を行う場合、これに応じなければなりません。この場合、プロ人材に対しても、調査への協力を義務付けるものとします。

6 補助事業が次年度以降に継続する場合の取扱い

- ・同一の副業・兼業が次年度以降も継続する場合には、最大3年間申請することができます。ただし、初年度採択されたとしても、次年度以降の採択が保証されるわけではありません。
- ・交付申請、実績報告は、毎年度行っていただく必要があります。
- ・就業が年度をまたがっている場合でも、実績報告は当該年度の3月10日までに行っていただく必要があります。そのため、3月11日から翌年度の交付決定日の間に発生した経費については、補助対象外となります。

7 その他

(1) 他の補助制度との併用

実質的に同一内容の事業（相当程度重なる場合を含む。）について、この補助金と他の公的な補助

金等（過去に受けたこの補助金を含む）を重複して受けることはできません。

なお、交付決定後に他の制度と併用している事実を発見した場合は、本補助事業者としての交付決定を取り消し、必要に応じて補助金の返還を求める場合があります。

(2) 提出された応募書類等の取扱いについて

提出された応募書類等に記載された個人情報や機密情報については、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。ただし、補助事業者に採択された場合は、必要最低限の情報（企業名、補助金額など）は、公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

8 応募書類提出先・問合せ先

福岡県商工部中小企業技術振興課 人材育成支援係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 TEL:092-643-3433 / FAX:092-643-3436

令和3年度福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点登録人材紹介会社（副業・兼業）

※ 現在登録手続き中のため決まり次第、掲載します。

法人名 _____

所在地	
代表者名	
電話番号	
担当者	
電話番号（上記と異なる場合）	
電子メールアドレス	